

長野県 150 周年ロゴ制作業務委託
公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領(平成 28 年 3 月 31 日付け 27 契検第 160 号。以下「実施要領」という。)に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

なお、本公募は令和 7 年度 6 月補正予算成立後に速やかに事業を開始できるよう、予算成立前に募集手続きを行うものです。本事業の実施は令和 7 年度 6 月補正予算の成立が前提であり、今後、内容等が変更になることもありますのでご了承ください。

令和 7 年 6 月 17 日

県民文化部県民政策課長

1 業務の概要

(1) 業務名

長野県 150 周年ロゴ制作業務委託

(2) 業務の目的

明治 9(1876)年 8 月 21 日に筑摩県と長野県の合併によって現在の長野県が誕生し、令和 8(2026)年に 150 周年を迎えるに当たり、各種記念事業を効果的に推進するためロゴデザインを制作する。

(3) 業務概要

長野県 150 周年ロゴデザインの制作

(4) 仕様等

別添仕様書(案)のとおり。

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

別添仕様書(案)の内容を踏まえ、以下を提案ください。

ア 長野県 150 周年ロゴデザインラフ 3 案以上

イ 各デザインラフ案の考え方、ポイント等の解説

ウ 起用デザイナーまたは制作チームが主として手掛けた類似事例実績

(6) 業務の実施場所 : 長野県内

(7) 履行期間又は履行期限 : 契約締結日から令和 7 年 10 月 31 日

(8) 費用の上限額 : 528 千円(消費税額及び地方消費税の額を含む。)

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第 19 の企画提案書の提出から第 31 の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び財務規則第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号)に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。

- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日付け22建政技第337号)に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあっては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税(個人の市町村民税・都道府県民税)を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者に対しては、これらに加入していること。
- (7) 長野県内に主たる事業所を有すること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。下記の提出期限((3)ア)までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 提出書類

- ア 参加申込書(様式第3号)
- イ 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式(様式第3号の附表)
- ウ 誓約書(様式第3号の2)

(2) 担当課(所)・問い合わせ先

〒380-8570
 長野県長野市大字南長野字幅下692-2
 長野県県民文化部県民政策課
 (担当) 加藤
 電話 026-235-7067
 メール kenmin@pref.nagano.lg.jp

(3) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ア 提出期限：令和7年6月23日(月)午後3時まで
 (土曜日、日曜日及び休日※は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)
 【(注)長野県の休日を定める条例(平成元年長野県条例第5号)第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。】
- イ 提出先：3(2)に同じ。
- ウ 提出方法：メールまたは郵送・持参とする
- ※ 郵送の場合は提出期限までに県民文化部県民政策課に到達したものに限り、メールまたは郵送で提出した場合は、到達しているかを上記アの提出期限までに3(2)の担当者に電話で確認してください。

(4) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(5) 非該当理由に関する事項

- ア 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由(非該当理由)を企画提案書の提出期限(6(2)ア)の3日前までに、書面により通知し

ます。

- イ 上記アの通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 10 日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により非該当理由について説明を求めることができます。
- ウ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して 10 日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に書面により回答します。
- エ 非該当理由の説明請求の受付
受付場所 : 3(2)に同じ。
受付時間 : 上記イの期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(6)その他の留意事項

- ア 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
- イ 参加申込書提出後に企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

4 説明会

- (1) 開催日時 : 令和7年6月 24 日(火) 午前10時から(30分程度)
- (2) 開催方法 : オンライン(Microsoft Teams を想定)
- (3) 留意事項
 - ア 説明会には必ず参加してください。企画提案を求める内容の詳細等を説明します。
 - イ 説明会を欠席した場合は、参加申込の辞退したものとみなしますので、ご注意ください。
 - ウ 説明会に参加する方の情報(氏名、メールアドレス)を、参加申込書とともにお知らせください。
令和7年6月 23 日(月)午後5時までに参加申込者に対し、オンラインミーティング用アドレスをメールでご案内いたします。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 : 3(2)に同じ
- (2) 受付期間 : 令和7年6月 30 日(月)まで(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
- (3) 受付時間 : 午前9時から午後5時まで
- (4) 受付方法 : 業務等質問書(様式第6号)をメールにより提出
- (5) 回答方法
 - ア 企画提案項目に係る質問並びに企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問及び仕様に影響する質問については、全参加申込者に対し質問内容を記載しメールで回答します。
 - イ 個別の企画提案内容に係る質問の場合は、質問者に対してのみメールで回答します。
- (6) 回答期限 : 令和7年7月2日(水)午後5時まで

6 企画提案書の作成・提出

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案書(様式第8号)及び企画書(様式第8号の附表)
企画書は、別に定める仕様書(案)に示した内容を踏まえて作成してください。なお、様式第8号の附表の記載項目が網羅されていれば、独自様式でも結構です。また、企画書は原則A4サイズで作成して下さい。
 - イ 経費見積書(様式第8号の附表2)

経費の合計額は、上記1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。なお、経費の合計額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、経費見積書により算定した額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を記載してください(円未満切り捨て)。また、業務ごとに単価が分かる詳細な経費内訳を記載してください。

(2) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

ア 提出期限：令和7年7月7日(月)まで

(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)

イ 提出先：3(2)に同じ。

ウ 提出部数：6部(原本1部、コピー5部) ※郵送・持参の場合

エ 提出方法

メールまたは郵送・持参による提出とします。ただし、郵送の場合は提出期限までに県民文化部県民政策課に到達したものに限り、メールまたは郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(2)の担当者に確認してください。

※ ファイル転送サービス等を利用する場合でもデータ容量は計50MB以下に収めてください。

(3) 企画提案の選定基準

別紙「審査基準」参照

(4) 企画提案の審査方法

企画提案の選定に当たっては、長野県150周年ロゴ制作業務委託企画提案審査委員会(以下「選定委員会」という。)を設置し、以下のとおり書面審査を行い委託候補者を選考します。

ア 委員が企画提案内容を審査し、審査基準の項目ごとにA～Eの5段階に評価します。

A:非常に優秀 B:優秀 C:普通 D:やや劣る E:劣る

各項目の割当点数に5段階で評価したA～Eのそれぞれ係数(A:1.0、B:0.8、C:0.6、D:0.4、E:0.2)を乗じた点数を項目評価点とし、その合計を総得点とします。

イ 総得点の多い順に1位から3位までの順位付けを行います。同点がある場合は、各委員の判断により順位付けを行います。

ウ 順位付けに対し、1位:5点、2位:3点、3位:1点の順位点を付与します。ただし総得点が100点満点中60点以下の場合は、順位点付与の対象外とします。

エ 各委員の順位点を総計し、最高得点者を委託候補者として選定します。なお、最高得点者が複数出た場合は、各委員の意見を踏まえた上で、委員長の判断により委託候補者を選定します。

(5) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

ア 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により通知します。

イ 上記ア以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由(以下「非選定理由」という。)を見積業者非選定通知書により通知します。

ウ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書及び企画提案審査委員会審査書を長野県公式ホームページに掲載するとともに、県民文化部県民政策課において閲覧に供します。

(6) 非選定理由に関する事項

ア 上記(5)イの見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により非該当理由について説明を求めることができます。

イ 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して 10 日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。

ウ 非選定理由の説明請求の受付

受付場所：3(2)に同じ。

受付時間：上記アの期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(7) その他の留意事項

ア 企画提案書は複数案提出することはできません。

イ 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

ウ 提出された企画提案書は、返却しません。

エ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

オ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

カ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

契約書の作成を省略し、別添請書(案)のとおりとします。

8 見積書の提出

(1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内(3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、メールによる場合は該当日の午後5時まで)に、見積書(様式第14号)により提出するものとします。

(2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。

(3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者が見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。

(4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、県民文化部県民政策課において閲覧に供します。

10 その他

(1) 契約書作成の要否：契約書の作成を省略し請書とします。

(2) 関連情報を入手するための窓口：3(2)と同じ。

(3) 必要に応じて参加申込及び提案内容に関する照会を行う場合があります。

(4) 本業務の委託仕様書は契約候補者が提出した提案書が基本となりますが、契約候補者と県との協議により最終的に決定します。なお、協議が整わなかった場合は、契約を締結せず、次点者と協議を行うものとします。